

諮問実施機関：病院事業庁（経営管理課）

諮問日：令和4年7月11日（諮問（個）第16号）

答申日：令和7年12月2日（答申（個）第15号）

内容：「電子カルテ」の一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年5月12日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（請求する保有個人情報の内容）

本件審査請求人の子に関する2021年4月以降のカルテ

2 実施機関の決定

令和4年5月25日、実施機関は、次の公文書に記載された保有個人情報を本件開示請求に係るものと特定し、「不開示部分」欄記載の情報を同表「不開示理由」欄記載の理由により不開示として、条例第19条第1項の規定に基づき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年6月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書等および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

病院事業庁長の一部開示決定通知について、以下の理由によりマスキング部分の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 「カルテは、症状や治療方法の『診療』に関する事項を記載する」旨、規定（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条、同法施行規則第 23 条）されており、「診療」以外の記載内容はないと思料されるどころ、不開示理由の「他の地方公共団が行う事務の円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため」は、理由として成立しない。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（最終改正 令 3.5.19）第 33 条第 2 項（改正前同第 28 条第 2 項）は、不開示できる場合として、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」と規定されており、「個人情報取扱事業者」は、滋賀県立〇〇〇〇に限定されるどころ、不開示理由の「他の行政機関」は同法の適用対象外であり、「事務の円滑な遂行に支障が生ずる」は、理由とならない。
- (3) 医師等には守秘義務（刑法第 134 条、公認心理師法第 41 条ほか）が課せられており、患者の同意なくして、「他の行政機関」の事務に個人情報を転用することは許されない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は次のように要約される。

1 実施機関の決定について

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 不開示の理由について

- (1) 「カルテは症状や治療方法の「診療」に関する事項を記載する旨、規定されており、「診療」以外の記載内容はないと思料されるどころ、不開示理由の「他の地方公共団が行う事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため」は理由として成立しない」と審査請求人は主張しているが、診療録の記載事項は、医師法施行規則第 23 条に定める①診療を受けた者の住所、氏名、性別および年齢、②病名及び主要症状、③治療方法（処方及び措置）、④診療の年月日に加えて患者の基本情報、現業歴、既往歴、家族歴、嗜好、現症、身体所見や診療に際し、参考あるいは留意すべき情報を記録することがあり、他の地方公共団が行う事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれのある情報もあるので、審査請求人の主張は誤りである。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律第 33 条第 2 項は、不開示できる場合として、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」と規定されてお

り、「個人情報取扱事業者」は、滋賀県立〇〇〇〇に限定される場所、不開示理由の「他の行政機関」は同法の適用対象外であり、「事務の円滑な遂行に支障が生ずる」は理由とならない」と主張しているが、審査請求人は適用法令を誤っている。

審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例第14条第1項に基づき、保有個人情報開示請求しており、同条第15条第5号、第6号および第7号イに該当する不開示情報を除き、同条例第19条第1項の規定に基づき、保有個人情報の一部を開示したものである。

- (3) 「医師等には守秘義務が課せられており、患者の同意なくして、「他の行政機関」の事務に個人情報を転用されることは許されない。」としているが、不開示情報の内容を示しているものであり、不開示目的が達せられなくなることにつながることから、ここで認否を明らかにできない。

第5 審議会の判断理由

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張ならびに実施機関の弁明書および理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件保有個人情報開示請求における対象公文書について

本件審査請求人の子に関する2021年4月以降のカルテに係る開示が求められている。

(1) 診療録および診療記録について

実施機関の説明によると、医師法24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録、所謂カルテの作成根拠を定めている。また、診療録の記載事項は、医師法施行規則第23条で定められ

ており、診療を受けた者の住所、氏名、性別および年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び措置）、診療の年月日の情報を記載することが法的に義務付けられている。

また、診療記録は、法的記載義務のある「診療録」の他に処方箋、手術の記録、看護の記録、検査所見の記録、X線写真、紹介状、退院された患者に関する入院期間中の診療経過の要約、その他に診療の過程で患者の身体状況や病状、治療等について作成、記録または保存された書類、画像などの記録を記載しているとしている。

これら診療録と診療記録を総合したものを「診療情報」とし、診療情報について、診療の過程で患者の身体状況や病状、治療等に関して、医療従事者が知り得た情報であり、この情報を文字化なり可視化したものが診療記録というふうに概念化されている。その診療記録の中に、一部法律で記載が義務づけられている「診療録」と呼ばれているものがあるという構成になっている。

これらをコンピューターのシステム上に記録したものを「電子カルテ」と呼ぶこととしている。

(2) 本件対象保有個人情報および本件不開示情報について

本件では、〇〇〇〇の電子カルテに記録された審査請求人の子に関する2021年4月以降における記載を開示請求の対象としており、法令の規定により守秘義務が課された内容について、条例第15条第5号、第6号および第7号イに該当するとして不開示としている。

3 不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求における不開示部分は、条例第15条第5号、第6号および第7号イに該当する旨を主張していることから、以下この点について検討する。

(1) 条例第15条第5号、第6号および第7号イの判断基準

ア 条例第15条第5号は、法令または条例の規定により不開示とされる情報である。ここでいう、「法令等の規定により、…明らかに開示をすることができない情報」とは、法令の規定および国の行政機関が行う地方自治法の規定に基づく地方公共団体に対する関与により開示をすることができないとされている情報は、不開示とすることを定めたものである。法令または条例に開示することができない旨の明文の規定があるものをはじめ、目的外使用が禁止されているもの、守秘義務が課されているもの、調停等で手続きの不開示が定められているものなど当該規定の趣旨、目的等からみて明らかに本人に開示をすることができないと判断されるものを不開示としている。

イ 条例第15条第6号は、審議、検討または協議に関する情報である。行政内部の審議等に関する情報の中には、ある段階での決裁等の手続きは終了しているものの、行政としての最終的な意思決定までには至っていない未成熟な情報や内部的な検討材料として外

部から得た資料が多くあり、これらの情報がそのまま開示されると個人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるので、これを防止するため、不開示情報とすることを定めている。

ウ 条例第 15 条第 7 号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。なお、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

そして、条例第 15 条第 7 号イは、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより当該事務の目的が達成できなくなり、または事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるものについては、開示しないこととしている。

(2) 本件電子カルテの不開示部分について

ア 条例第 15 条第 5 号該当性について

当審議会において、審査請求人が開示を求める箇所について、実施機関により提出された資料を基に検討を行った。実施機関で不開示とした部分については、本人の治療において参考あるいは留意すべき情報が記載されており、法令上において守秘義務が課されている内容が含まれていた。よって、法令による守秘義務を理由とした条例 15 条第 5 号に該当し、本件不開示は妥当である。

イ 条例第 15 条第 6 号および第 7 号イの該当性について

当審議会では、本件不開示情報が、開示することにより実施機関が行う事務の適正な執行に支障のおそれのある情報に該当するの否かについて、実施機関により提出された資料を基に検討した。実施機関が不開示情報と判断した内容は、医師法施行規則に定める事項および、本人の治療における留意すべき審議情報であった。なお、当該情報のうち、別表にまとめる情報については、実質的な審議に影響がなく第 6 号に該当せず、また開示することにより実施機関が行う事務または事業の適正な遂行について具体的な支障が生ずる「実質的な支障」かつ「法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性」のおそれのある情報とは認めることができず、条例第 15 条第 7 号イに示す情報に該当しないことから、当該箇所については開示とすることが妥当である。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年7月11日	・実施機関から諮問を受けた。
令和6年10月3日 (第30回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年12月19日 (第31回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年3月7日 (第32回第一分科会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和7年7月30日 (第33回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年10月20日 (第34回第一分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会

別表

ページ	文書の名称・内容等	開示すべき部分
25	〇〇〇〇の 職員が作成したカルテ	不開示とした箇所のうち、1行目、 2行目の1～3文字目、3行目
33	〇〇〇〇の 職員が作成したカルテ	不開示とした箇所のうち、1行目、 2行目の1～4文字目、3行目～4行目

注 ページは審議用に提出された公文書写しの通しページを示す。